

2023年3月29日

各 位

会 社 名 新日本空調株式会社
代表者名 代表取締役社長 前川 伸二
コード番号 1952 (東証プライム)
問合せ先 取締役管理本部長 井上 聖
(TEL 03-3639-2700)

再発防止策の策定に関するお知らせ

当社は、2023年3月6日付「当社職員の不正行為に係る社内調査結果と今後の予定について」にて公表いたしましたとおり、当社職員の不適切な取引につきまして、当社取締役監査等委員や外部専門家である顧問弁護士を含む内部調査委員会を発足し、調査(以下「本調査」という。)を行ってまいりましたが、2023年3月28日付にて、内部調査委員会の内部調査報告書を受領いたしました。調査結果ならびに提言を真摯に受け止め、本日開催の取締役会にて、下記のとおり再発防止策の策定に係る決議をいたしましたので、併せてお知らせいたします。

今後速やかに再発防止策を実行し、株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様からの信頼回復に向け、役職員が一丸となり、取り組んでまいりますので、なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

【再発防止策の概要】

社長による「コンプライアンス徹底宣言」を発信し、トップメッセージにてコンプライアンス重視の経営姿勢を改めて明示いたします。

再発防止策は、内部調査委員会による本調査の分析結果に基づく提言を踏まえたものとし、不正行為が行われた原因毎に以下のとおり策定いたしました。

(1) 行為者のコンプライアンス意識の欠如に関して

当社では、全職員を対象としてコンプライアンス誓約書の提出を求め、コンプライアンス意識の向上に努めておりますが、今回の不正発生を受け、同誓約書の提出にとどまらない効果的なコンプライアンス意識向上を目指すべく、役職員向けのコンプライアンス教育の内容を見直しいたします。決して他人事と捉えず、自分自身のこととして受け止めるよう、実際の発生事例を用いて、会社の懲戒処分、民事上の損害賠償責任、刑事責任についても多く取り入れた、よりリアルな教育内容といたします。

(2) 安易に架空発注が出来てしまう状況に関して

①拠点事務所の特異性

本件不正は、拠点事務所における発注業務で行われており、行為者は拠点事務所の所長、担当課長(承認者)は同事務所の前所長という立場にありました。担当課長が架空発注を見抜けずに承認してしまったことの原因として、担当課長は他の拠点現場も管理しており、一つの現場ないし一つの発注に対して念入りな検討ができていなかったこと、とりわけ担当課長自身が本件の拠点事務所の前所長であり、業務内容を理解していたこと及び所長である行為者を信頼し、任せていたことが挙げられます。このことは担当課長の承認の不十分さを招くとともに、行為者の実質的な権限が大きくなり、発注に関する行為者の自由度が高くなっていったことにも繋がっております。

以上のことから、承認権限を含む拠点事務所の管理体制の見直しと、なれ合いを防ぐために、定期的なローテーションを実施し、管理職者と拠点所長の同時滞留期間が長期に亘ることの無いような体制を構築いたします。

②「担当者」の役割のあいまいさ

本件不正における架空発注の半数以上は、行為者以外の職員が担当者として発注した形になっております。本来、担当者は担当する工事について協力会社との打合せ、見積依頼等を行うことから、EDIにおいて発注するのは自身が内容を把握している工事ということになります。

しかし、全ての架空発注について、架空の見積書を作成し、本件取引先に見積書作成の依頼をしたのは行為者であり、各担当者は単にEDI上の発注手続を行ったのみであります。

本件拠点事務所では、正規発注に関しても、所長である行為者が工事をとりまとめたうえで、発注の段階になって各職員を担当者として工事を分配するという手法が度々行われておりました。そのため、本件不正の架空発注についても、担当者となった職員は従前から行われている上記の流れと同一と考え、自身が見積依頼をしていない工事であっても、特に疑問を持たず、行為者の指示に従って発注をしたものと考えられます。

したがって、担当者の役割について明確にするとともに、いわゆるホウ・レン・ソウによる双方向のコミュニケーションを活性化させることにより、発注をする者がその内容を把握できていないということが無いよう、発注プロセスの見直しを行い、風通しの良い職場環境を構築いたします。

(3) 雑工事における検収確認時の確認不足に関して

本件不正の架空発注は全て雑工事発注の業務プロセスから発生しております。雑工事予算はその名のとおり、主要な専門工事のカテゴリーには分類できない工事であり、多種多様な内容の工事が含まれているものですが、全社ベースの雑工事発注実績は決して少額ではありません。さらに、雑工事は着工前の実行予算作成時にその予算を明確化しづらいという特殊事情もあり、予算策定時点の検討不足やその後の管理、牽制機能が働かないという点も問題といえます。これらの事情が行為者による架空発注を容易ならしめた一因となったものと考えられます。

したがって、雑工事については、(ア)分類に関してより厳密な運用をすべきであり、(イ)予算検討時点で予算が明確なものと予想原価で予算化されるものを明確に区別し、(ウ)その区別を前提とした発注及び検収の照査・承認を行うべきであります。

以上を踏まえ、雑工事の検収プロセスを見直すべく、検収時に作業実態の確認ができる証憑類の強化を図り、より適切な照査・承認行為ができるプロセスを構築いたします。

(4) 取引先の協力に関して

当社は2016年に協力会社に対して、コンプライアンス遵守の誓約書の提出を求め、本件取引先も提出しております。それにもかかわらず、本件不正の架空発注に協力していることに鑑み、誓約書の提出以上に、協力会社に対して不正に協力しないことの働きかけと教育及び通報先の周知が必要であります。

そのため、これまで隔年実施としていた協力会社へのコンプライアンス教育を毎年実施するとともに、不正行為に加担した場合の取引停止処分の厳罰化、内部通報制度の周知徹底を図ります。

以上